

事前予約制 博多税務署からのお知らせ

給与支払者向け 所得税定額減税制度説明会のご案内



- 令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合、所得税の定額減税（1人あたり最大3万円）が実施され、令和6年6月支給の給与に係る所得税額から控除を開始することになります。
- 国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、定額減税制度の詳しい情報やQ&Aなどの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。
- 博多税務署では、次のとおり説明会を開催します（約90分）。



定額減税
特設サイト

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和6年3月26日(火)	10:00開始	30名	博多税務署 本館2階第3会議室 (福岡市東区馬出1-8-1)
	14:00開始	30名	
令和6年4月9日(火)	10:30開始	350名	福岡市立博多市民センター ホール (福岡市博多区山王1-13-10)
	14:00開始	350名	
令和6年4月18日(木)	10:00開始	40名	博多税務署 本館1階第1会議室 (福岡市東区馬出1-8-1)
	14:00開始	40名	
令和6年5月9日(木)	10:30開始	350名	福岡市立博多市民センター ホール (福岡市博多区山王1-13-10)
	14:00開始	350名	
令和6年5月21日(火)	10:00開始	40名	博多税務署 本館1階第1会議室 (福岡市東区馬出1-8-1)
	14:00開始	40名	

(注) ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

- ※1 説明会は事前予約制です。
参加をご希望の方は、令和6年3月1日以降に右のLINEアプリ又は事前予約先まで電話等で予約してください。
詳しくは、定額減税特設サイトをご確認ください。
- ※2 定員に達した場合は、ご参加いただけません。
- ※3 説明会の日程は随時更新しています。
最新版は国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

事前予約先（3月1日開始）

国税庁
LINE公式アカウント



友だち追加はこちら

又は
博多税務署
法人課税第8部門
Tel: 092-641-8131
(内線: 8283・8284)

自動音声案内により案内しますので、「2」を選択してください。

定額減税コールセンター

定額減税に関する一般的なご質問は「給与支払者向け所得税定額減税コールセンター」にお問い合わせください。

【専用ダイヤル】0570-02-4562（令和6年3月～7月まで）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝を除く）